

(2) 六郷小学校いじめ防止基本方針

1 生徒指導の基本方針

○深く児童理解をし、発達課題をおさえる

- ・一人一人が、かけがえのない独自の存在であるという人間観に立ち、多面的に捉えて支援する。
- ・その子が背負っている背景（家庭的、社会的）をとらえ、獲得すべき課題は何かを考える。
- ・児童とふれあう時間を意図的につくり、児童理解を深める。

○自己決定・自己肯定感・共感的人間関係をつくる

- ・一人一人の居場所があり、安心して自分を表現できる学級・学年づくりをする。
- ・友達の良さや違いを理解し合えるような共感的な風土作りをする。障害を持つ児童、転入生、外国籍の児童も安心して生活できるように支援する。
- ・人間関係づくりプログラム等を積極的に活用し、よりよく関わり合う力を育てる。
- ・自己選択・自己決定を大切にし、活動を通して成就感や存在感を味わわせ、自己肯定感を高める。結果のみにとらわれず過程を大切にし、一人一人の努力を認める。
- ・その子のよさを見取り、賞揚する機会をつくり、自己肯定感を高める。
- ・集団の中で学んだことの良さを学級・学年の財産として位置づける。

○規範意識を高め、思いやりの心を育てる

- ・だれもが安心して学校生活を送るために、「三方よし（自分よし・相手よし・みんなよし）」の考えで周りを見て、ルールを守ろうとする「規範意識」を育成する。
- ・温かな言葉づかいや挨拶、友達の良さを見つける継続的な活動を通して、思いやりの心を育てる。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」【h25年「いじめ防止対策推進法」第2条より】

従来、「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされてきたが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「強い・弱い」等の印象や児童の様子、回数など、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立ってとらえる必要がある。

(2) いじめ問題の態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずしや集団による無視をされる。
- ・わざとぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネット、SNS、携帯スマホ、通信ゲーム等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

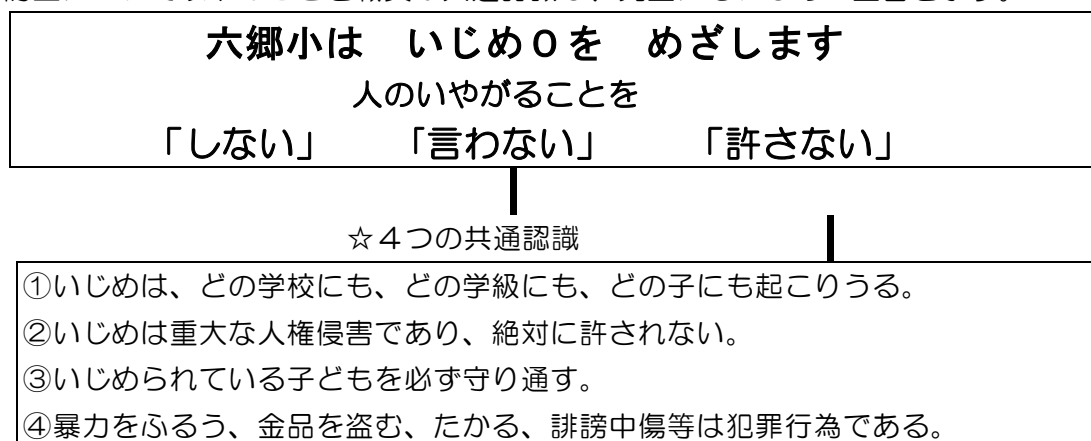
(3) 本校におけるいじめの実態

数年前までは交遊関係のトラブルから乱暴な行為や暴言、物隠しなどが多かったが最近は全体的に減少傾向にあるが（生徒指導月例報告や児童アンケート）なくなったわけではない。大きな怪我をさせるような暴力はなくとも、たたいたり蹴ったりする行為、特定の子に対しての悪口や乱暴な言葉、あだ名など、いわゆる言葉の暴力で相手を傷つけてしまうことがある。また、本校は外国籍児童が多く、学習の理解や行動面で皆とすれ違うこともあり、潜在的な差別意識がいじめにつながりやすい。

さらに、いじめを見ても「何もしない」という傍観者の態度の子も少なからずいることを踏まえて指導していく必要がある。

(4) 六郷小いじめ〇宣言～ いじめのない学校づくりをめざして

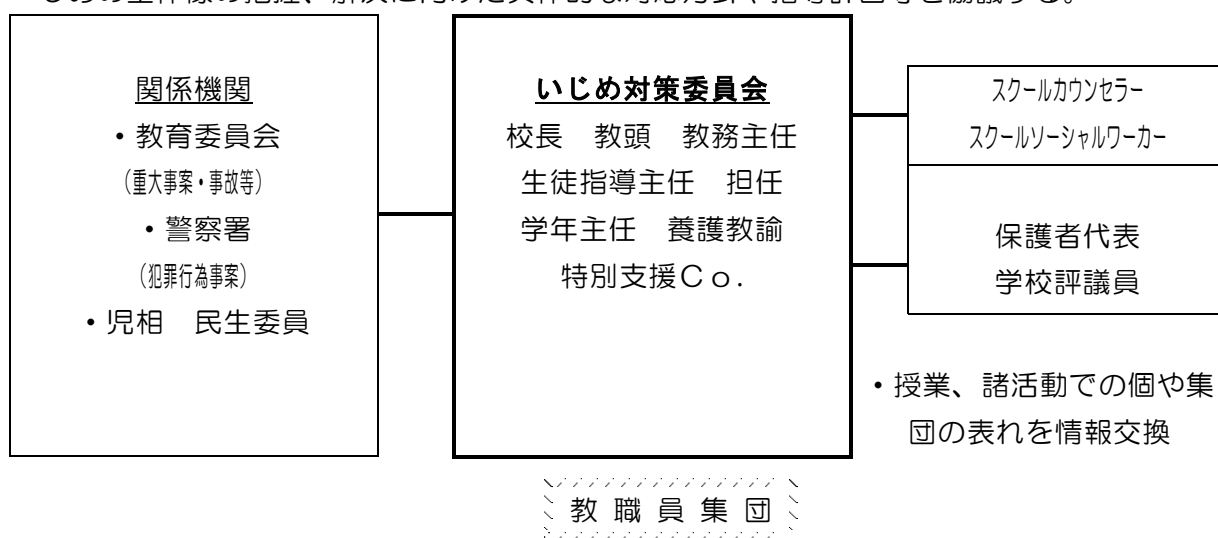
いじめ防止について以下のことを職員が共通認識し、児童にもいじめ〇宣言を示す。



3 いじめ防止等の対策のための組織と連携

○いじめが認知された場合、担任が一人で抱え込まず、組織で対応する。

○既設の生徒指導委員会をベースに関係者（担任、学年主任、事案に応じてスクールカウンセラー、保護者等）を加えて構成する「**いじめ対策委員会**」を開き、多方面からの情報収集、議事録の集積、いじめの全体像の把握、解決に向けた具体的な対応方針や指導計画等を協議する。



4 いじめ防止等の対策のための実施計画

A. いじめの未然防止

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。**居場所づくりや絆づくり**をキーワードに取り組むことにより、いじめの要因であるさまざまなストレスを軽減し、互いを認め合える人間関係、学校学級風土を児童と共につくりだしていくことが大切である。

(1) 学級・学年・学校経営の充実

- ① 日頃から児童の学校生活の様子に目を配り、一人一人に活躍の場をつくる。そしてよい表れや行動を積極的にほめ、自尊感情を高める。
- ② 教師の受容的・共感的態度により児童一人一人の良さが発揮され、互いを認め合い 助け合う学級をつくる。
- ③ ストレスを抱える児童の背景を読み解き、その子の心情に共感的に関わりつつ、自らの力で解決で

きるように助言や援助に努め、安心感、信頼感を築いていく。

- ④ 思いやりをもち、相手の気持ちを考えた言葉づかいができる集団を育てる。
- ⑤ 学校、学級のルールや規範が守られるような指導を継続して行う。
- ⑥ 児童がいじめや人間関係のトラブルについてみんなで考える場を設定し、主体的に解決していく経験を重ねることで互いの絆を深めることができるようにする。
- ⑦ 定期的に学校生活の振り返りや交友関係に関するアンケート等を実施し、学級集団における個やグループの実態をつかみ、学級づくりの見直し・改善に生かす。

（２）授業における生徒指導の充実

- ① どの子にも参加・活躍の場がある、「わかる授業」「楽しい授業」をつくりだす。
- ② 「自己決定」「自己存在感」のある授業、児童が気兼ねなく自分の考えを出し合い、聞き合える「共感的人間関係」のある授業づくりをする。

（３）学校の教育活動全体を通した道徳教育

- ① 道徳の授業を要に、「思いやり」「生命・人権」を大切にする指導の充実に努める。
- ② 道徳の授業にいじめを題材として取り上げることが指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める。

（４）学級活動の充実

- ① 友達のよさを見つけたり相手の気持ちを読み取ったりするソーシャルスキルトレーニングや人間関係づくりプログラムを計画的に行い、コミュニケーション力や社会性を養う。
- ② 発達段階に応じていじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。
- ③ ふれあいタイムの学級遊びやペア学年での交流・遊び、学級独自のイベントなどの機会を通して、仲良くふれ合えるようにする。
- ④ 「菊川市情報教育モデルカリキュラム」を活用し、ネットいじめの防止と情報モラルを高める指導を計画的に進める。

（５）学校・学年行事を通して

- ① 達成感や感動、人間関係の深化が得られるような行事を企画、実施し、児童どうしの絆を深めるようにする。

（６）主体的に取り組む児童会活動

- ① 児童同士がふれ合い、仲間を意識できるような取り組みをすすめる。（児童の思いとアイデアを生かしたあそびの会など）

（７）家庭・地域との連携

- ① 「学校だより」や「学校ホームページ」「懇談会」等で生徒指導方針やいじめ（ネットいじめを含む）に対する指導方針などを家庭や地域に発信し、理解と協力を得る。また、携帯電話やスマートフォン、通信ゲーム機等の扱いや問題について家庭への啓発をする。
- ② 家庭や地域での児童の様子をつかむために、保護者、民生委員、児童委員、スクールガード等と情報交換をする。

B. いじめの早期発見

早期発見の基本は《児童のささいな変化に気づくこと》《気づいた情報を共有すること》《情報に基づき速やかに対応する》ことである。いじめは大人の目に付きにくい場所や時間で行われることが多く、遊びやふざけ合いを装って行われることもあり、兆候を見過ごしてしまう危険性がある。全職員が自覚と責任を持って、児童が発するサインを見逃さず、問題の早期発見に努める。そのために日頃から児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。

(1) 教師の視点

- ① 学校生活の中で、できるだけ児童と共に過ごす機会を多くし、児童の様子に目を配る。気になる言動や行為があった場合はその場で事情を聞き、指導する。
- ② 見つけた気になる情報は5W1H（いつ、どこで、だれが、だれと、何を、どのように）をメモし伝える、あるいは話すなど、教職員相互が情報交換を行い、情報を共有できるようにする。
- ③ 「生徒指導委員会」「ケース会議」を必要に応じて開催し、全校的視野に立って児童の「今」を見つめ、いじめや問題行動等の情報の共有化を図り、今後の指導の方向を検討する。
- ④ 児童との間で交わされる日記や本読みカード等も情報源として活用する。
- ⑤ 職員の共通理解を図るために、いじめ防止や生徒指導上の諸問題に関する生徒指導研修を計画的に行う。

(2) 児童の視点

- ① 1年に2回「学校生活アンケート」（無記名、記名）を実施し、いじめの実態や学級風土に関する状況、悩み等を児童の視点に立って把握する。（アンケートは実態により随時実施）
- ② アンケート後、実態に応じて児童の個人面談を実施し、話を聞く。

(3) 保護者の視点

- ① 連絡帳や本読みカード等による日常的な担任との交流、家庭訪問や個別面談、教育相談の機会を活用して早期発見につなげる。

C. いじめへの早期対応

早期対応の基本は、速やかに情報を共有し、事実確認をすることである。いじめが認知された場合、特定の教職員で抱え込まず、学年および学校全体で組織的に対応する。多方面からの情報収集によりいじめの全体像を把握し、具体的な対応方針を決める。その際、被害者への配慮を十分に行い、加害者や周囲の児童への指導、保護者への対応等に適切に取り組むことが大切である。

(1) いじめ発見時の初期対応

- ① いじめをその場で認知した教職員は、すぐにその行為を止め、いじめの被害者やいじめを知らせてきた児童、周囲の児童の安全を確保し、適切な指導をする。
- ② 速やかに関係職員、生徒指導主任に連絡し、管理職に報告する。いじめ事案の状況に応じて「いじめ対策委員会」を開く。

(2) 「いじめ対策委員会」の開催と組織的対応

- ① 校長の指導方針の下、教頭、教務主任、生徒指導主任、学級担任、学年主任、養護教諭、特別支援C o. スクールカウンセラー等、事案に応じて柔軟に編成し、協議する。
- ② 重大事案（生命・身体の危険に関わること、犯罪行為、緊急を要する場合など）発生の場合は速やかに市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や関係機関に支援を要請する。
- ③ 正確な事実関係を把握するため、関係者や周囲からの聞き取り調査は複数の教職員で対応することを原則とし、聞き取った情報を記録する。（発生日時、場所、被害者、加害者、いじめの発端、内容、関係者等）

- ④ 聞き取った情報を一元化し、いじめの背景、児童の心理等を含むいじめの全体像を把握して具体的な対応方針や指導計画を立てる。
- ⑤ いじめられた児童への支援、いじめた児童や周囲の児童への指導、保護者への対応、関係機関との連携等を、いつ、だれが、どのように行うのか、役割分担を決めるとともに職員に周知する。
- ⑥ いじめを受けた児童への対応は、もっとも信頼関係ができている教職員が当たり、「最後まで絶対に守る」という思いを伝える。本人の気持ちを十分に受け止め、共感的に対応する。話を聞くときは加害者や他の児童の目にふれないよう、場所や時間帯に配慮する。
- ⑦ 状況に応じて、いじめを受けた児童、情報を伝えた児童を守るための見守り体制をつくるなど、安全確保に努める。
- ⑧ いじめた児童には、いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き取り、いじめに至った背景にも目を向けて指導する。その上で毅然とした指導で事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があってもいじめは許されないことを伝える。
- ⑨ 保護者にも複数の教職員で対応し、事実関係や指導方針を伝え、理解を得た上で今後の対応指導を適切に行えるよう協力を求める。

(3) 教育を受ける権利の保障

- ◎ 校長は教育委員会に報告し、必要がある場合、いじめを受けた児童、その他の児童が安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずる。
- ① いじめを行った児童を、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習させることができる。
- ② 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える等、他の児童の教育に妨げがあると認めるときは、菊川市立学校規則（第十三条第4項）の規定に基づき、出席停止を命ずる等、必要な措置を速やかに講ずる。

D. いじめ問題の解決に向けて

いじめの解決とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで終わるものではなく、双方の当事者の関係修復を経て、周りの児童全員を含む集団が好ましい集団生活を取りもどし、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。そのためには、いじめを当事者だけでなく子ども集団全体の課題ととらえ、集団を育てるという視点で、普段から学級の諸問題解決に児童が主体的に関わるようにすることが大切である。

(1) 解決に向けた指導

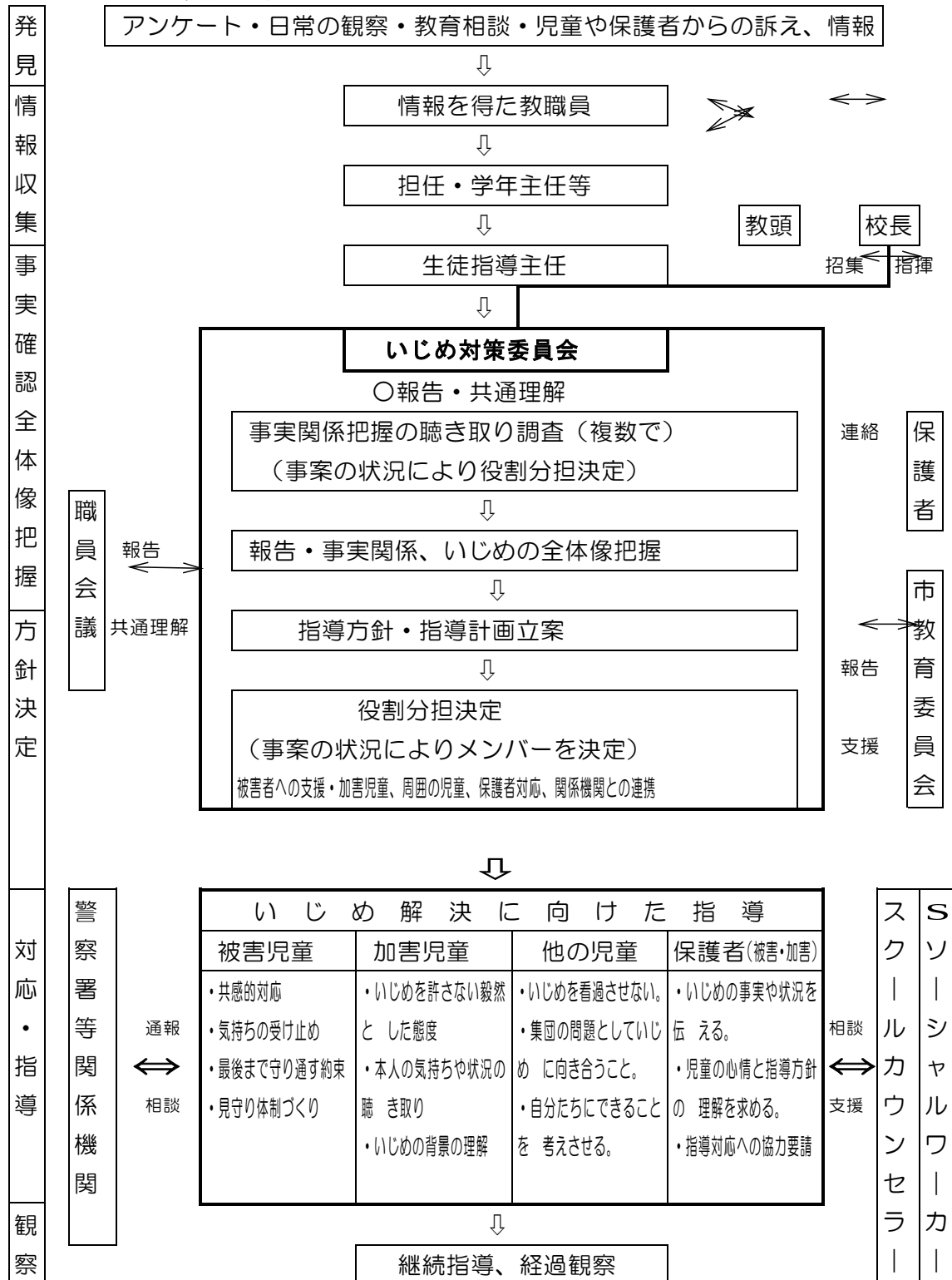
- ① 学級活動などでは日常生活とも関連を図り、児童が主体的にいじめについて考え、話し合い、解決のしかたを子ども集団が学べるような場をつくる。
- ② いじめを受けた子の心のケアや登下校、休み時間の見守り等、仲間だからこそできるケアをするなど、学年の発達段階に応じて役割を持たせ、児童の目線でいじめの予防と解決に当たるようにする。

(2) 経過観察と再発防止に向けて

- ① 「解決したと思ったいじめが継続していた。」あるいは、「いじめる立場が逆転して再発した。」という事例もあることから、保護者と連携して経過観察を行い、必要に応じていじめ対策委員会を招集して問題の再検討と追加支援策を検討する。

- ②いじめが起こってしまったとき、未然防止のための勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、個人や学級集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。必要に応じて学年、関係学年、全校へと再発防止に向けた働きかけをする。
- ③次の学年や進学先への引き継ぎにも配慮し、適切な継続的支援ができるようにする。

E. いじめへの組織的対応



いじめの情報を得てから学校としての方針決定までを、その日のうちに迅速に対応することを基本とする。ただし、いじめに多数の児童が関わっている場合や双方に生じている場合は、十分検討し、慎重に対応する。

5 指導計画や指導体制の点検

「PDCAサイクル」による取り組みの評価で、いじめ防止体制や対応の見直しと修正を行う。

- ① 4月に生徒指導方針、いじめ防止基本方針を共通理解する。
- ② 方針、計画に従い、いじめの未然防止や早期対応、早期解決に努める。
- ③ 各学期ごと「学校生活アンケート」により、いじめ等についての実態をさぐる。アンケートを集計し、いじめの実態・現状分析をし、全職員で確認する。
- ④ 1学期末の中間学校評価のなかで、生徒指導体制やいじめ防止体制について評価反省をし、振り返りをする。必要に応じて取り組みの修正をする。
- ⑤ 教育課程編成時に、1年間の生徒指導体制やいじめ防止体制についてアンケート評価を行い、反省や改善点を次年度の取り組みに生かす。